

## 安芸市病児・病後児保育事業実施要綱

平成21年3月24日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、病児・病後児保育事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、安芸市とする。

2 事業は、高知県病児・病後児保育事業実施要綱に基づく基準を満たす施設として市長が指定する医療機関（以下「実施施設」という。）に委託して行うものとする。

3 実施施設が事業を開始するにあたり、保育室・調乳室等本事業の実施のために必要な施設整備（備品購入を含む。）に要する経費を補助するものとする。

### (事業の実施日及び実施時間)

第3条 事業の実施日及び実施時間は、市内の認可保育所に準じて別に定める。

### (対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、保育所等に入所している児童又は小学校1年生からおおむね小学校3年生までの児童であって、当面病気の症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことや病気の回復期であることから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を受けることが困難な児童であって、市長が必要と認めたものとする。ただし、市外に居住している児童にあつては、その保護者の勤務先が市内の事業所である者に限る。

### (事業の利用)

第5条 事業を利用しようとする保護者は、事業を利用しようとするときは、あらかじめ安芸市又は実施施設に電話等で連絡のうえ、利用申請書（様式第1号）に児童の主治医（かかりつけ医）による事業利用に支障がない旨を明記した診療情報提供書（原則として利用日の前日又は当日の診断等によるものとする。）（様式第2号）を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、実施施設と協議のうえ適当と認めたときは、事業の利用を決定し、その旨を当該利用の申請に係る保護者及び実施施設に通知するものとする。

3 前条の対象児童のうち、市外に居住している児童については、市内に居住している児童

の利用状況を考慮の上、事業の利用を決定するものとする。

(申請等の特例)

第6条 前条の手続き（以下「利用手続」という。）は、それぞれ実施施設を経由して行うことができるものとする。

- 2 事業を利用しようとする保護者は、緊急その他やむを得ない事由により、あらかじめ利用手続を経ることができない場合は、実施施設の承諾を得て事業を利用することができる。この場合において、当該保護者は、速やかに利用手続を経なければならない。
- 3 前項の規定により事業の利用をした保護者は、当該利用について前条第1項の事業の利用の申請が却下されたときは、当該事業の利用に係る経費の全額を実施施設に支払わなければならない。

(利用の拒否及び中止)

第7条 市長は、次に掲げる場合は事業の利用を認めず、又は利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 児童の病気の症状が、急変のおそれのある場合
- (2) 児童の病気に変化し、実施施設における対応が困難である場合
- (3) その他事業の利用が不相当と認める場合

(利用期間)

第8条 事業の利用期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲とし、原則として7日まで連続して利用することができるものとする。ただし、児童の健康状態について医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、これを超えて利用することができる。

(費用負担)

第9条 事業を利用する保護者は、事業の実施に必要な運営費の一部とし、別表に定める費用を負担しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける世帯は、この限りでない。

- 2 前項に掲げるもののほか、保護者は、事業の利用中に要した医療費、移送費等に係る費用を実施施設に支払わなければならない。

(保護者の遵守事項)

第10条 事業を利用する保護者は、事業の利用に関する市長及び実施施設の指示に従わなければならない。

(実施施設)

第11条 実施施設における児童の利用定員は、おおむね6人とする。

2 実施施設は、事業を専門に担当する看護師及び保育士等の職員を配置するものとし、児童3人につき1人を基本としてこれを充てるものとする。

3 実施施設は、事業の実施にあたり、児童の体温の管理等その健康状態を的確に把握し、その症状に応じて安静に保てるよう処遇内容を工夫するとともに、他の児童への感染の防止に配慮しなければならない。

4 実施施設は、事業の実施に関する帳簿書類を他の事業と区分して整備しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、実施施設に対し、事業の実施に関する報告若しくは資料の提出又は必要な説明を求めることができる。

2 実施施設は、前項の市長の求めに対し、これを拒んではならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(安芸市乳幼児健康支援一時預り事業実施要綱の廃止)

2 安芸市乳幼児健康支援一時預り事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

利用者の世帯区分	児童1人当たりの利用料	
	1日	半日及び土曜日
安芸市外に居住している世帯	2,000円	1,000円
安芸市内に居住し市町村民税所得割課税している世帯	1,000円	500円

	市町村民税所得割非課税世帯	500 円	500 円
	生活保護世帯等	0 円	0 円

備考

- この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）をいう。ただし、当該所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9までの規定並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。
- この表において「市町村民税所得割非課税世帯」とは、所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を減免された場合において、その額を所得割の額から順次控除して得た額が0となった者を含む。）のみの世帯をいう。
- 4月1日から8月31日までの間の利用に係るこの表の規定の適用については、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯をいう。